



菊水電子工業株式会社

第69回

定時株主総会招集ご通知

2020年6月26日(金曜日)午前10時

新横浜国際ホテル マナーハウス4階 ヒルトップ

神奈川県横浜市港北区新横浜 3丁目7番地8

議決権
行使期限

2020年6月25日(木曜日)
午後5時30分到着分まで

私たち菊水は 自由で豊かな発想と行動力で“創発”し 社会と共に進化します

自由な発想と行動力で、社会と共に進化する



目次

株主の皆様へ	02	連結計算書類	
第69回定時株主総会招集ご通知	03	連結貸借対照表	30
株主総会参考書類		連結損益計算書	31
第1号議案 剰余金処分の件	07	連結株主資本等変動計算書	32
第2号議案 取締役2名及び 補欠取締役1名選任の件	08	計算書類	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	11	貸借対照表	33
第4号議案 取締役賞与支給の件	11	損益計算書	34
事業報告		株主資本等変動計算書	35
I 企業集団の現況に関する事項	12	監査報告書	
II 株式に関する事項	20	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 ..	37
III 新株予約権等に関する事項	21	計算書類等に係る会計監査人の監査報告書 ..	39
IV 会社役員に関する事項	22	監査役会の監査報告書	41
V 会計監査人に関する事項	24	KIKUSUI WEBのご案内	43
VI 業務の適正を確保するための 体制の整備についての決議の内容の概要 ..	25		
VII 株式会社の支配に関する基本方針	28		
VIII 株式会社の状況に関する重要な事項	29		



株主の皆様へ

一步一步着実に、強いKIKUSUIを創ります。

株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。この度の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様にご謹んで哀悼の意を表すと共に、罹患されている方々や困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。また、医療の最前線で自らの危険を顧みず従事されている方々に心より感謝申し上げます。

当社グループは、次世代自動車関連市場、環境・エネルギー関連市場及び冷凍空調市場を中心に、当社の強みであります豊富な製品群及び新製品を軸に、先進的な提案型営業活動と研究開発活動を進めてまいりました。これらの取り組みの結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もありましたが、当連結会計年度は前期比増収、増益となりました。

これもひとえに株主の皆様、お客様のご協力、ご支援、そして販売代理店や仕入先の皆様の努力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で先行きが不透明ではありますが、来期以降も引き続き継続的な発展のため、「私たち菊水は自由で豊かな発想と行動力で“創発”し社会と共に進化します」という経営ビジョンのもと、技術の進化や自然災害などによる環境の変化に対応できる強固な経営基盤を構築すると共に、永続的な企業の発展を目指して、より一層のグローバル化を推進していく所存です。

なお、当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、普通配当1株当たり23円とすることを第69回定時株主総会でご提案申し上げたいと存じます。

お客様のご愛顧と当社を支えていただいている株主の皆様にご心より感謝を申し上げますと共に今後も一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2020年6月

代表取締役社長

小林一夫

株主各位

神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号

菊水電子工業株式会社

代表取締役社長 **小林 一夫**

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

書面によって議決権を行使する場合には、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着**するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 新横浜国際ホテル マナーハウス4階 ヒルトップ
神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目7番地8
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内を致しますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

▶ 当社ウェブサイト：<https://www.kikusui.co.jp> 菊水電子工業 検索

3. 目的事項

報告事項

1. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役2名及び補欠取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

議決権の行使についてのご案内



株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご記入・ご捺印は不要)
また、資源削減のため議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時



株主総会にご出席いただけない場合

郵送で事前に議決権を行使いただけます。
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2020年6月25日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

以 上

- 当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には、当該事項は記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表②計算書類の個別注記表
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

▶ 当社ウェブサイト：<https://www.kikusui.co.jp> 菊水電子工業 検索

新型コロナウイルスに関するお知らせ

国及び地方公共団体からの要請をふまえ、下記の対応をとらせていただきます。

- ・お土産（クオカード）の用意はございません。
- ・ご出席くださいます株主の皆様におかれましては、マスクを着用のうえご来場くださいますようお願い致します。また、出席する当社関係者も、原則としてマスクを着用する予定です。
- ・会場入口に設置した消毒液の使用や手洗いをお願いする場合がございます。
- ・発熱、倦怠感、咳等の症状や、その他の体調不良のご様子が見られる株主の方に対し、入場のお断り、着席場所の指定、途中退室や会場内での場所の移動のお願い等をさせていただきます。
- ・株主の皆様におかれましては、上記の症状が見られるときその他体調がすぐれないときは、ご無理をなさらず出席を見合わせることをご検討ください。郵送による事前の議決権行使の方法は、5ページ記載のとおりです。
- ・以上のほか、感染拡大防止のための国や地方公共団体からの要請の最新状況をふまえ、措置の変更・追加その他の適切な対策をとらせていただきます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

▶当社ウェブサイト：<https://www.kikusui.co.jp> 菊水電子工業 検索

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、決定する方針をとっております。

当期の期末配当につきましては、株主各位の日頃のご支援に報いるため、普通配当を1株につき23円とさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金 銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金 23円 配当総額 金 190,321,481円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金	220,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	220,000,000円

第2号議案 取締役2名及び補欠取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって取締役齋藤士郎、松村尚彦の2氏は、任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

また、社外取締役が欠ける場合に備え、予め補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。取締役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。決議の効力は次回定時株主総会開始の時までとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> さいとうしろう 齋藤士郎 (1958年10月22日生)	1982年3月 当社入社 1995年4月 当社経理部次長 2000年4月 当社執行役員経理部門担当 2004年10月 当社執行役員経理部門・人事総務部門・ 法務室・広報室担当 2006年6月 当社取締役経理部門・情報管理部門・人 事総務部門・法務室・広報室担当 2009年4月 当社常務取締役生産関連部門・資材部 門・業務支援関連部門管掌 2010年4月 当社常務取締役管理本部長 2019年6月 当社常務取締役管理本部長、品質本部長 (現任)	25,311株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div data-bbox="249 506 325 536" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> まつ むら なお ひこ 松村尚彦 (1961年2月22日生)	1983年4月 当社入社 1999年4月 当社第一技術部門マネージャー 2007年4月 当社執行役員新規事業本部副本部長補佐、新規事業本部事業推進室長、開発部門担当 2011年4月 当社執行役員営業本部副本部長補佐 2012年4月 当社執行役員菊水中国支社長 2012年6月 当社取締役菊水中国支社長 2013年4月 当社取締役菊水中国支社長、社長室副室長 2015年4月 当社取締役ものづくり本部長、グローバル事業部副事業部長、米国支社長 2015年6月 KIKUSUI AMERICA, INC. CEO 2017年3月 菊水貿易（上海）有限公司董事長（現任） 2017年4月 当社取締役グローバル事業部長 2018年6月 KIKUSUI AMERICA, INC. Chairman of the board(現任) 2019年4月 当社常務取締役グローバル事業部長 2020年4月 当社常務取締役営業本部長(現任)	15,011株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	しん たに いつ お 新谷逸男 (1953年11月25日生)	1972年4月 東京国税局入局 2001年7月 国税庁長官官房人事課課長補佐 2002年7月 館山税務署長 2004年7月 東京国税局調査第1部特別国税調査官 2006年7月 東京国税局総務部国税広報広聴室長 2008年7月 杉並税務署長 2009年7月 東京国税局総務部総務課長 2010年7月 国税庁長官官房監督評価官室長 2012年3月 沖縄国税事務所長 2013年6月 金沢国税局長 2014年8月 新谷逸男税理士事務所開設 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 新谷逸男氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 新谷逸男氏につきましては、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、国税庁における実績及び税理士としての実績を高く評価し、適切な指導及び社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をするものであります。監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。決議の効力は次回定時株主総会開始の時までとします。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
いちのせ よしあき 一之瀬 由明 (1942年12月6日生)	1966年12月 税理士試験合格 1969年9月 公認会計士第二次試験合格 1973年2月 公認会計士第三次試験合格 1973年9月 一之瀬公認会計士事務所開設(現任) 2001年6月 東京税理士会品川支部支部長 2003年7月 公認会計士第三次試験試験委員 2005年6月 東京税理士会理事 2006年10月 南関東防衛局入札監視委員会委員 2010年6月 日本公認会計士協会東京会品川会会長 2010年9月 税理士法人ファースト会計事務所代表社員(現任) 2012年8月 南関東防衛局入札監視委員会委員長	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 一之瀬由明氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 一之瀬由明氏につきましては、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての実績を高く評価し、適切な指導及び社外監査役としての職務を遂行することができるものと判断しております。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役6名(社外取締役1名を除く)に対し、当期の業績その他の諸般の事情を勘案して、賞与総額34,000千円を支給いたしたいと存じます。

各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることにいたしたいと存じます。

以上

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、底堅く推移しておりましたが、企業収益や個人消費の伸び悩みと相次ぐ自然災害や海外情勢の不確実性の増大、さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況となりました。

また、海外経済においても、米中貿易摩擦の長期化とそれに伴う中国経済の減速及び英国のEU離脱問題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により景気が急減速し、先行き不透明な状況で推移いたしました。

一方、当社グループが属する電気計測器業界においては、当社グループの重点市場である次世代自動車関連市場では、EV（電気自動車）、自動運転、先進安全自動車及びこれらに関わる市場からの電気計測器の需要は慎重な姿勢が見られ、減速傾向にありました。また、冷凍空調市場では、省エネ対策だけではなく、システムの省力化・自動化等高付加価値化への取り組みに対する設備投資は堅調でありましたが、全般的な需要動向は国内外の経済減速の影響により厳しい状況にありました。

このような状況の中、当社グループは、米中貿易摩擦の長期化等による世界経済減速の影響に加え、直近の新型コロナウイルス感染症拡大により一部部品や製品の調達、生産及び営業活動に支障をきたすなどの影響もありましたが、次世代自動車関連市場、環境・エネルギー関連市場及び冷凍空調市場を中心に顧客ニーズに合わせたシステム提案営業を積極的に展開し、また、組織人事等海外市場への販売体制強化策の実施や販路開拓活動と研究開発活動を行うと共に、原価低減と経費節減にも努力を重ねてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、海外売上高が増加したこと等により、90億7千2百万円(前年同期比1.7%増)となりました。

損益面におきましては、人材の維持・確保に伴う人件費及び研究開発費の増加等により、営業利益6億5千4百万円(前年同期比6.0%減)、経常利益6億6千万円(前年同期比5.8%減)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益3千8百万円を特別利益に計上したことにより4億9千5百万円(前年同期比11.6%増)となりました。

製品群別概況

電子計測器群

売上高

20億9千8百万円
(前年同期比 3.8%増)

電子計測器群では、航空機用電子機器の測定器は受注が低調であったことから前年同期比減となりました。安全関連試験機器は、耐電圧・絶縁抵抗試験用としてエネルギー市場や車載関連市場において動きがありました。また、EMC（電磁的両立性）関連機器が好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は20億9千8百万円(前年同期比3.8%増)となりました。

電源機器群

売上高

66億3千8百万円
(前年同期比 1.2%増)

電源機器群では、直流電源は、次世代自動車関連市場への試験用供給電源として動きがありましたが、製造業の設備投資抑制の動きが一段と増したことにより装置駆動用途等の需要が減少するなど、全般的に低調に推移いたしました。交流電源は、小型多機能・大容量製品であるPCR-WE/WE2の販売効果もあり、車載関連市場、情報通信関連市場や航空機産業市場への評価試験や製造設備用として好調に推移いたしました。電子負荷装置は、車載関連市場及び情報通信関連市場への評価試験用として高電圧大容量のPLZ-5WHを中心に好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は66億3千8百万円(前年同期比1.2%増)となりました。

サービス・部品等

売上高

3億3千5百万円
(前年同期比 0.5%減)

サービス・部品等につきましては、特記すべき事項はありません。

当該サービス・部品等の売上高は、3億3千5百万円(前年同期比0.5%減)となりました。

海外市場概況

売上高

30億1百万円
(前年同期比 25.5%増)

「電子計測器群」、「電源機器群」、「サービス・部品等」の売上高に含まれております。

米国では、航空宇宙産業市場やICT（情報通信技術）関連市場への交流電源及び直流電源が好調に推移いたしました。欧州では、航空機器産業市場や車載関連市場向けの交流電源や電子負荷装置が好調に推移いたしました。

アジアにおいては、中国では米中貿易摩擦長期化の影響があったものの、エネルギー市場への安全関連試験機器や車載関連市場への電子負荷装置に動きが見られました。韓国では次世代自動車関連市場への交流電源や電子負荷装置、また、東南アジアではICT関連市場への交流電源がそれぞれ好調に推移いたしました。

以上の結果、海外売上高は30億1百万円(前年同期比25.5%増)となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、技術開発拠点である菊水創発センター研究開発用設備設置工事、製品検査用測定器、製品開発用ソフトウェア及び富士勝山事業所改修工事等であり、設備投資総額は3億2百万円であります。

また、当連結会計年度中には、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第66期 2017年3月期	第67期 2018年3月期	第68期 2019年3月期	第69期 2020年3月期
売上高 (百万円)	7,736	7,950	8,917	9,072
経常利益 (百万円)	468	487	701	660
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	334	338	443	495
1株当たり当期純利益 (円)	39.79	40.59	53.52	59.94
総資産 (百万円)	11,180	11,605	11,759	11,655
純資産 (百万円)	9,017	9,455	9,404	9,505
1株当たり純資産 (円)	1,074.36	1,131.11	1,140.62	1,148.75

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』等の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第68期の期首から適用しており、第67期については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。
3. 第66期 環境・エネルギー関連市場、自動車関連市場及び冷凍空調市場を中心に積極的な営業活動と研究開発活動を推進してまいりました。しかしながら、売上高は製造業全般で設備投資が抑制されたこと等により前期比減となり、また、利益面につきましても営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比減となりました。
4. 第67期 自動車関連市場、環境・エネルギー関連市場及び冷凍空調市場を中心に積極的な営業活動や販路開拓活動と研究開発活動を行った結果、売上高は、海外市場での売上高が増加したこと等により前期比増となりました。利益面では、研究開発費の増加や本社移転、技術開発拠点である菊水創発センターの改修工事等に伴う費用の計上などによる販売費及び一般管理費が増加したことにより営業利益は前期比減となりましたが、為替差損の減少等により経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比増となりました。
5. 第68期 次世代自動車関連市場、環境・エネルギー関連市場及び冷凍空調市場を中心に積極的な営業活動や販路開拓活動と研究開発活動を行った結果、売上高は、新製品の投入効果や特に第4四半期に汎用性の高い直流電源、交流電源や安全関連試験機器等の売上が伸びたことにより前期比増となり、また、利益面につきましても営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比増となりました。
6. 第69期(当連結会計年度) 前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	第66期 2017年3月期	第67期 2018年3月期	第68期 2019年3月期	第69期 2020年3月期
売上高 (百万円)	7,542	7,550	8,592	8,665
経常利益 (百万円)	579	398	717	568
当期純利益 (百万円)	448	248	462	410
1株当たり当期純利益 (円)	53.38	29.78	55.81	49.70
総資産 (百万円)	10,940	11,276	11,499	11,350
純資産 (百万円)	8,839	9,169	9,180	9,247
1株当たり純資産 (円)	1,057.57	1,101.39	1,113.38	1,117.52

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』等の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第68期の期首から適用しており、第67期については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、長引く米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内外企業の事業活動の停滞に伴う製造業の設備投資の先送り、サプライチェーン及び物流の停滞による部品・製品の調達や納品遅延など、社会的・経済的に混乱が生じているため、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続くものと推測しております。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、行政等から発せられる情報を収集し、対応策の検討と実施を行っております。従業員においては、マスクの着用や手洗い・うがい・消毒液の使用などのほか、出勤前に検温を実施し体調管理に努めると共に、在宅勤務や交代出勤などを行っております。また、社長を本部長とする緊急時対策本部を設置し、重大な意思決定が速やかにできる体制を整え、実行しております。

このような状況のもと、当社グループが継続的に発展していくために、「私たち菊水は自由で豊かな発想と行動力で“創発”し社会と共に進化します」という経営ビジョンを掲げ、効率的な経営資源の投入と、「グローバルの進化」「ソリューションの深化」「事業領域の新化」「経営基盤の強化」の実践を盛り込んだ経営計画に沿って、以下の施策を実施してまいります。

- ① 技術革新に伴う製品ライフサイクルの短縮化が一段と加速される市場環境の中で多様化するお客様のニーズや課題に対応すべく、提案型営業体制の構築を進めると共に、新製品開発と原価低減に引き続き努めてまいります。
- ② 汎用電源・安全関連試験機器市場では、市場の成熟化に加え、新興国企業の台頭等による価格競争が激化しつつある中、製品の差別化やグローバルな視点から生産拠点及び開発設計拠点の最適化を図ることにより、製品競争力の強化に努めてまいります。
- ③ 営業活動では、航空宇宙、電池、自動車のCASE（コネクティッド、自動運転、シェアリング、電動化）関連、サーバー・ICTの4つの市場を重点市場として、国内においては顧客ニーズに合わせたソリューション営業の積極的展開、海外においてはWebマーケティングを活用したプレゼンス向上を進めてまいります。また、従来の営業スタイルにとらわれることなくスマート営業化を図ると共にマーケティングの強化及びユーザーリレーションの強化を図ってまいります。
- ④ 複雑化する経営環境の中で、戦略的かつ積極的に経営資源を投入し、効率的で健全な企業経営を目指すことに努めております。さらに、IR活動の推進に努めて、当社グループの企業価値向上に取り組むと共に、積極的な情報開示で透明性の高い経営にも注力してまいります。
- ⑤ お客様満足に向けた品質の確保はもとより、「環境指向による企業価値の向上」を堅持し、設計から部品調達、製造、販売、サービス、廃棄までの全てのステージで環境影響を考慮した事業活動を展開し、全てのステークホルダーの皆様に安心・安全を提供いたします。

以上により、経営基盤の強化充実と業績の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ、今後とも格段のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、電気計測器等の製造、販売を主な事業としており、各製品群の主要な製品は、次のとおりであります。

製品群	主要製品
電子計測器	耐電圧試験器、耐電圧・絶縁抵抗試験器、デジタル標準信号発生器、標準信号発生器、移動体通信機用試験器、RFパワーメータ、静電気放電シミュレータ、サージシミュレータ、FCインピーダンスメータ
電源機器	直流安定化電源、交流安定化電源、電子負荷装置、充放電バッテリーテスタ、電源高調波電流測定器、機器組込用電源、可搬型EV急速充電器

(6) 主要な営業所及び工場の状況 (2020年3月31日現在)

① 主要な事業所及び営業所

本店：神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号

本社：神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央6番1号 サウスウッド4階

事業所：菊水創発センター（神奈川県横浜市都筑区東山田）

富士勝山事業所（山梨県南都留郡富士河口湖町）

営業所：首都圏営業所（横浜市） 東北営業所（仙台市） 北関東営業所（さいたま市）

東海営業所（名古屋市） 関西営業所（吹田市） 九州出張所（福岡市）

② 子会社の事業所

フジテック株式会社：山梨県南都留郡富士河口湖町

菊水貿易（上海）有限公司：中国上海市

KIKUSUI AMERICA, INC.：米国カリフォルニア州トーランス市

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

区 分	使用人数	前期末比増減
研究開発関連部門	96名	10名増
生産・購買関連部門	75名	—
営業関連部門	115名	12名増
管 理 部 門	33名	5名増
合 計	319名	27名増

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男 性	243名 (18名増)	41.5歳	15.5年
女 性	43名 (7名増)	39.4歳	14.3年
合計または平均	286名 (25名増)	41.2歳	15.3年

(注) 使用人数は就業人員であります。

(8) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)**① 重要な子会社の状況**

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
フジテック株式会社	45,000千円	100.00%	当社製品の物流業務及び組立・配線加工
菊水貿易(上海)有限公司	1,100千米ドル	100.00%	電気計測器等の販売
KIKUSUI AMERICA, INC.	1,300千米ドル	100.00%	電気計測器等の販売

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

なお、当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,000,000千円

(10) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 9,900,000株

(3) 当事業年度末の株主数 2,618名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ケーティーエム	909,200	10.99
菊水取引先持株会	834,600	10.09
菊水電子工業従業員持株会	423,940	5.12
株式会社みずほ銀行	360,000	4.35
小林寛子	346,800	4.19
日本生命保険相互会社	301,000	3.64
ケル株式会社	220,000	2.66
株式会社三菱UFJ銀行	214,500	2.59
橋本幸雄	188,000	2.27
アジア電子工業株式会社	187,200	2.26

(注) 当社は、自己株式1,625,153株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
また、持株比率は、当該自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 一夫	内部監査室長、未来創発室長	
専務取締役	小林 剛	社長室長、技術本部長	
常務取締役	齋藤 士郎	管理本部長、品質本部長	
常務取締役	松村 尚彦	グローバル事業部長	KIKUSUI AMERICA,INC.Chairman of the board 菊水貿易（上海）有限公司董事長
取締役	岩崎 光雄	ソリューション事業部長	
取締役	流石 昭仁	事業開拓室長、生産本部長	
取締役	吉澤 英三		
常勤監査役	山崎 俊宣		
監査役	中村 彰		
監査役	藤田 通敏		

- (注) 1. 取締役吉澤英三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役中村彰氏及び藤田通敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役吉澤英三氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 2019年6月27日開催の第68回定時株主総会において、中村彰氏及び藤田通敏氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 5. 2019年6月27日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、木村訓芳氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
 6. 2019年6月27日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、二宮嘉世氏及び北川貞幸氏は監査役を任期満了により退任いたしました。

(2) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役に関する事項

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役ごとの報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	8名（1名）	252,751千円（3,600千円）
監査役（うち社外監査役）	5名（4名）	18,000千円（7,200千円）
計	13名	270,751千円

- (注) 1. 2006年6月29日開催の定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役年額240,000千円以内、監査役年額36,000千円以内と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠で、2019年6月27日開催の第68回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額48,000千円以内と決議いただいております。
 2. 報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額34,000千円（社外取締役を除く取締役6名 34,000千円）を含めております。
 3. 報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、18,898千円（社外取締役を除く取締役6名 18,898千円）を含めております。

(4) 各社外役員の主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会出席回数（14回開催）	監査役会出席回数（15回開催）
取 締 役	吉 澤 英 三	14回	—
監 査 役	中 村 彰	11回	11回
監 査 役	藤 田 通 敏	11回	11回

- (注) 1. 社外取締役は、税理士の資格を有しており、その高い専門的な知識と豊富な経験を基に、独立した立場から当社の経営を監督し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための提言を適宜行っております。
2. 各社外監査役は、主に財務的及び法的な見地等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を適宜行っております。また、監査役会においては、監査に関する重要事項の協議等、適切な発言を行っております。
3. 社外監査役中村彰氏及び藤田通敏氏は、2019年6月27日開催の第68回定時株主総会で選任されたため、就任後開催された取締役会（11回）及び監査役会（11回）の出席回数を記載しております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社は、社外役員については2006年6月29日開催の第55回定時株主総会で定款を変更し、責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当社と社外役員は、責任限定契約を締結しておりません。

(6) 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「(3) 取締役及び監査役ごとの報酬等の総額」に記載のとおりであります。

V. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 26,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、見積り根拠等を確認し検討した結果、当該報酬等の額が相当であると判断したので、同意いたしました。

(3) 責任限定契約に関する事項

会計監査人と当社との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断するときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社の監査役会は、体制不備等会計監査人としての適格性ないし信頼性に問題が生じ、または会計監査人の適切な職務の執行が困難であると認められる事由が生じた場合には、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任・不再任に関する議案を決定します。

VI. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年12月24日開催の取締役会の決議により内容を一部改定しております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に関わる規程として当社グループの行動理念、行動指針、行動規範が定められているが、その他の関連規程の整備も行い、当社グループ内の周知徹底を図るための教育研修を実施し、遵守体制の有効性のチェックを強化する。

当社グループのコンプライアンス管理に関する内部通報制度や万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合の対応システムも整備する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いは、法令及び社内規程とそれに関するその他の定めに従い適切に保存・管理し、必要に応じて運用状況の検証並びに規程等の見直しを行う。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営上の多様なリスクに適切に対応するため、当社グループのリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、予見されるリスクの識別、分析、評価を行い必要な対応策を講じる体制を構築する。

リスク管理組織としては、当社グループを統括する組織、会議体と各部門リスクを管理する体制を構築し、各種のリスクに応じた管理規程、ガイドライン等を作成し、運用状態の検証を通してリスクコントロールの徹底を図る。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの経営は、経営目標達成のための中期経営計画と年度事業計画が策定され、各業務の執行管理は、取締役会規程、各部門の業務分掌規程等に従って行われるが、業務執行権限を委譲された執行役員以下の業務執行ラインが事業目標達成にむけて業務を遂行する。
計画の進捗状況は、当社グループの取締役会等で定期的な報告がなされ、それぞれの経営レベルの会議で是正施策の検討・決定が行われる。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の業務の統括的な管理は、子会社管理担当取締役の所管のもと、事業内容、業績の定期的な報告及び重要案件の事前協議が行われる。
親子会社間における不適切な取引または会計処理を防止するために報告・情報伝達体制を整備し、親会社管理部門の適時の点検・調査を行う。
- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の規模、内容等から当面、監査役の職務を補助する専任スタッフの設置は行わず、内部監査室のスタッフ追加等による補助使用人の兼務体制で対応することとするが、監査役がその職務を補助する専任スタッフを置くことを求めた場合は専任スタッフを選任し、その人事、評価に関しては監査役会の同意を得ることとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人の当社監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役に報告する。
当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
常勤監査役は、当社グループの取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために必要と思われる重要会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書・記録を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人に説明を求めることができる。
また、監査役監査の実効性を高めるために、取締役、内部監査室は監査役と相互の積極的なコミュニケーションを図ることとする。

- ⑧ 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い、負担した債務の弁済等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務等の支払い等の処理を行う。
- ⑩ 社内の推進体制
上記の内部統制システム構築に関わる具体的な計画策定、運営、実効性の検証等の業務は内部監査室を主管部門とし、内部監査室の拡充及びプロジェクトチーム、委員会、関連部門の共同による全社的体制をもって行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役職務の執行に関する事項
取締役会規則及びその他社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。
- ② 監査役職務の執行に関する事項
社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施すると共に、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役職務の執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。
- ③ 内部監査の実施に関する事項
内部監査計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施しております。
- ④ 財務報告に係る内部統制に関する事項
内部統制の評価に関する計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

Ⅶ. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2007年3月29日開催の取締役会において、「株式会社の支配に関する基本方針」について、次とおり決議いたしました。

(1) 基本方針の内容

当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付提案等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的に株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えます。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量買付提案等を強行するといった動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、大量買付提案の買付行為がなされた場合について、その大量買付者が中長期的な経営意図や計画もなく一時的な収益の向上を狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買付方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

また、大量買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには十分な情報が提供される必要があると考えます。

そこで、大量買付行為に対するルールとして、特定の株主グループの株式等保有割合を20%以上となるような当社株式の買付を行う者に対して、①買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、②その後、独立委員会がその買付行為を検討、評価・交渉・意見及び代替案立案のための期間を設けることをルールとして策定いたしました。このルールが遵守されない場合やその買付行為が企業価値または株主共同の利益に対する侵害・毀損をもたらすおそれのある買付と認められる場合に、当社はこれに対する買収防衛策を導入すべきものと考えます。

このような観点から、当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らし不適切な買付行為の防止の取り組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続を決議し、2019年6月27日開催の当社第68回定時株主総会において承認を得ております。

（3）上記（2）の取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記（2）の取り組みが当社の上記（1）の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、取締役の恣意的な判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

Ⅷ. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,945,743	流動負債	1,564,087
現金及び預金	2,534,551	支払手形及び買掛金	615,523
受取手形及び売掛金	2,383,555	リース債務	3,491
電子記録債権	309,250	未払金	341,563
商品及び製品	580,668	未払法人税等	192,519
仕掛品	424,456	未払消費税等	85,756
原材料及び貯蔵品	636,600	賞与引当金	179,278
その他	76,660	役員賞与引当金	34,000
固定資産	4,710,005	製品保証引当金	8,760
有形固定資産	2,567,982	その他	103,193
建物及び構築物	651,626	固定負債	585,967
機械装置及び運搬具	142,885	長期未払金	70,367
工具、器具及び備品	311,287	リース債務	5,093
土地	1,454,495	繰延税金負債	23,928
リース資産	7,688	役員退職慰労引当金	140
無形固定資産	136,617	退職給付に係る負債	218,146
投資その他の資産	2,005,405	長期預り保証金	268,291
投資有価証券	1,155,175	負 債 合 計	2,150,055
繰延税金資産	10,064	純資産の部	
保険積立金	726,322	株主資本	9,229,685
差入保証金	54,474	資本金	2,201,250
その他	61,384	資本剰余金	2,760,151
貸倒引当金	△2,015	利益剰余金	5,074,527
資 産 合 計	11,655,749	自己株式	△806,243
		その他の包括利益累計額	276,008
		その他有価証券評価差額金	304,771
		為替換算調整勘定	2,806
		退職給付に係る調整累計額	△31,569
		純 資 産 合 計	9,505,694
		負 債 純 資 産 合 計	11,655,749

■ 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,072,408
売上原価		4,373,756
売上総利益		4,698,651
販売費及び一般管理費		4,044,061
営業利益		654,590
営業外収益		
受取利息	3,135	
受取配当金	45,059	
その他	19,191	67,386
営業外費用		
支払利息	2,681	
売上割引	14,939	
為替差損	24,161	
支払手数料	18,841	
その他	691	61,314
経常利益		660,662
特別利益		
投資有価証券売却益	38,549	38,549
税金等調整前当期純利益		699,211
法人税、住民税及び事業税	199,182	
法人税等調整額	4,620	203,802
当期純利益		495,409
親会社株主に帰属する当期純利益		495,409

■ 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,201,250	2,749,657	4,768,759	△820,906	8,898,760
当期変動額					
剰余金の配当			△189,640		△189,640
親会社株主に帰属する当期純利益			495,409		495,409
自己株式の取得				△40	△40
自己株式の処分		10,493		14,703	25,197
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	10,493	305,768	14,662	330,925
当期末残高	2,201,250	2,760,151	5,074,527	△806,243	9,229,685

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	483,832	28,119	△5,991	505,960	9,404,720
当期変動額					
剰余金の配当					△189,640
親会社株主に帰属する当期純利益					495,409
自己株式の取得					△40
自己株式の処分					25,197
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△179,060	△25,312	△25,578	△229,951	△229,951
当期変動額合計	△179,060	△25,312	△25,578	△229,951	100,973
当期末残高	304,771	2,806	△31,569	276,008	9,505,694

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,449,329	流動負債	1,534,119
現金及び預金	2,125,167	支払手形	244,958
受取手形	279,782	買掛金	378,819
売掛金	2,115,445	リース債務	2,595
電子記録債権	309,250	未払金	342,531
商品及び製品	506,313	未払費用	39,416
仕掛品	422,834	未払法人税等	192,519
原材料及び貯蔵品	634,151	未払消費税等	79,798
その他	56,383	賞与引当金	164,614
固定資産	4,901,224	役員賞与引当金	34,000
有形固定資産	2,489,055	製品保証引当金	8,760
建物	594,477	その他	46,105
構築物	13,112	固定負債	569,137
機械及び装置	125,933	長期未払金	70,367
車両運搬具	0	リース債務	4,868
工具、器具及び備品	294,386	繰延税金負債	61,814
土地	1,454,495	退職給付引当金	163,794
リース資産	6,650	長期預り保証金	268,291
無形固定資産	135,710	負 債 合 計	2,103,256
借地権	2,360	純資産の部	
ソフトウェア	130,912	株主資本	8,942,525
電話加入権	1,295	資本金	2,201,250
著作権	1,142	資本剰余金	2,748,141
投資その他の資産	2,276,457	資本準備金	1,936,250
投資有価証券	1,155,175	その他資本剰余金	811,891
関係会社株式	167,089	利益剰余金	4,799,376
出資金	1,410	利益準備金	233,600
関係会社出資金	120,352	その他利益剰余金	4,565,776
長期前払費用	5,518	買換資産圧縮積立金	318,546
保険積立金	726,322	別途積立金	3,640,000
差入保証金	49,225	繰越利益剰余金	607,229
その他	53,380	自己株式	△806,243
貸倒引当金	△2,015	評価・換算差額等	304,771
資 産 合 計	11,350,553	その他有価証券評価差額金	304,771
		純 資 産 合 計	9,247,296
		負 債 純 資 産 合 計	11,350,553

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,665,475
売上原価		4,320,799
売上総利益		4,344,675
販売費及び一般管理費		3,797,013
営業利益		547,661
営業外収益		
受取利息	323	
受取配当金	45,059	
その他	16,329	61,712
営業外費用		
支払利息	2,681	
売上割引	14,382	
為替差損	4,915	
支払手数料	18,841	
その他	224	41,044
経常利益		568,329
特別利益		
投資有価証券売却益	38,549	38,549
税引前当期純利益		606,879
法人税、住民税及び事業税	194,068	
法人税等調整額	2,037	196,105
当期純利益		410,773

■ 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	2,201,250	1,936,250	801,398	2,737,648
当期変動額				
剰余金の配当				
買換資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			10,493	10,493
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	—	10,493	10,493
当期末残高	2,201,250	1,936,250	811,891	2,748,141

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
買換資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	233,600	320,706	3,370,000	653,936	4,578,243
当期変動額					
剰余金の配当				△189,640	△189,640
買換資産圧縮積立金の取崩		△2,159		2,159	—
別途積立金の積立			270,000	△270,000	—
当期純利益				410,773	410,773
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	△2,159	270,000	△46,707	221,133
当期末残高	233,600	318,546	3,640,000	607,229	4,799,376

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	△820,906	8,696,235	483,832	9,180,067
当期変動額				
剰余金の配当		△189,640		△189,640
買換資産圧縮積立金の取崩		—		—
別途積立金の積立		—		—
当期純利益		410,773		410,773
自己株式の取得	△40	△40		△40
自己株式の処分	14,703	25,197		25,197
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△179,060	△179,060
当期変動額合計	14,662	246,290	△179,060	67,229
当期末残高	△806,243	8,942,525	304,771	9,247,296

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

菊水電子工業株式会社
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木博貴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢定俊博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、菊水電子工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、菊水電子工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

菊水電子工業株式会社
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木博貴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢定俊博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、菊水電子工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

菊水電子工業株式会社 監査役会

常勤監査役 山崎 俊宣 ㊟

社外監査役 中村 彰 ㊟

社外監査役 藤田 通敏 ㊟

以上



IR情報

当社のIR情報をご案内しております。



企業情報

当社の会社概要、環境への取り組み等をご案内しております。



製品情報

新製品および当社が扱う全製品の情報がご覧いただけます。
カタログのダウンロードもご利用いただけます。



展示会・イベント

イベント告知やレポートを掲載しております。



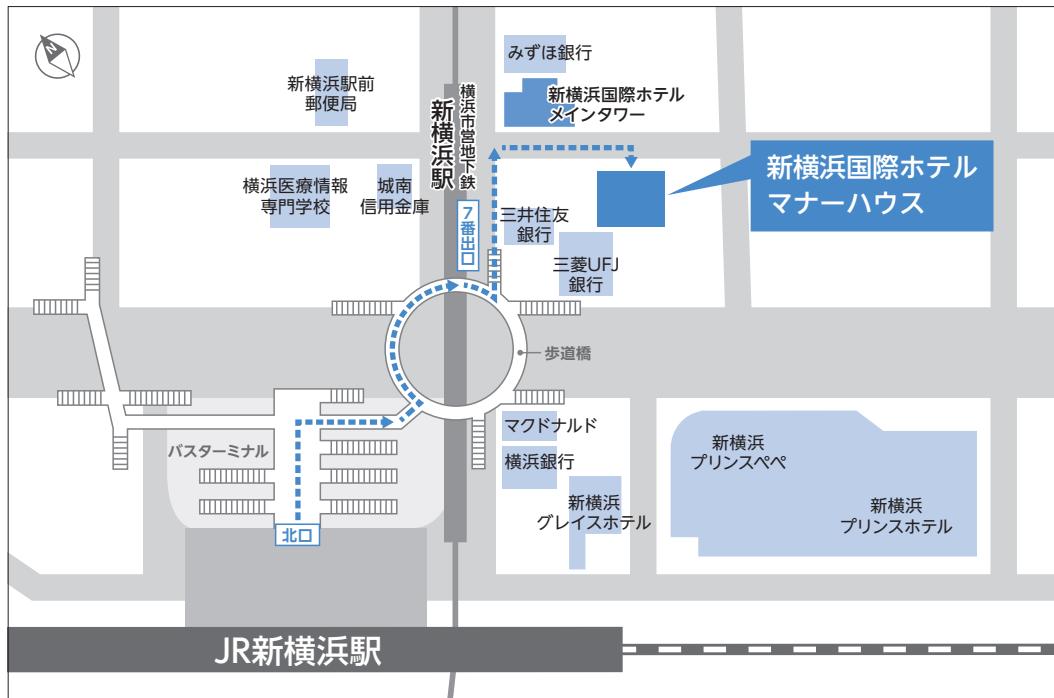
ナレッジ・プラザ

当社製品にまつわる技術情報をご提供しております。

株主総会会場ご案内図

開催日時 || 2020年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所 || 新横浜国際ホテル マナーハウス4階 ヒルトップ
神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目7番地8 TEL:045-473-1311 (代表)



交通の
ご案内

JR線をご利用の場合

JR新横浜駅 **北口** より 徒歩3分

横浜市営地下鉄をご利用の場合

新横浜駅 **7番出口** より 徒歩1分